

(融資対象者)

第5条 この要項に基づき融資する資金については、次の各号の資金枠を定める。

- (1) 一般枠
 - (2) 雇用促進対策枠
 - (3) 大型店緊急対策枠
 - (4) 中核企業育成枠
- 2 前項第1号に規定する融資の対象となる中小企業者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 現に営んでいる事業を継続しながら、具体的な計画のもと、異業種への進出を図る者又は異業種での事業開始後1年未満の者
 - (2) 現に営んでいる事業の全部又は一部を廃止して、具体的な計画のもと、異業種の事業を開始する者又は異業種での事業開始後1年未満の者
 - (3) 自らの事業の全部又は一部を継続して営んでいる者が、異業種の事業を営むため、新たに県内で設立した会社であって、設立後1年未満の者
 - (4) 中小企業経営革新支援法第4条第1項に規定する知事の承認を受けた経営革新計画に基づき事業を営む者
 - (5) 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(平成7年法律第47号)第4条第1項の規定による知事の認定を受けた研究開発等事業計画により事業を営む者
- 3 第1項第2号に規定する融資の対象となる中小企業者は、次の各号をいずれも満たすものとする。
- (1) 事業の拡大又は異業種への進出により、新たに正規の従業員を1人以上雇用することで、当該事業所全体で従業員数が1人以上増加すること。
 - (2) 最近6か月以内に事業主の都合により従業員を解雇等しておらず、かつ、新たに雇用した従業員を1年以上継続して雇用する見込みがあること。
- 4 第1項第3号に規定する融資の対象となる者は、大規模小売店舗立地法第5条第1項に基づく届出がなされた時又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は同条の2第1項に基づき建築確認がなされた時のうち、いずれか早い日から大型店の出店日を起算日として2年を経過する日までに、次の各号のいずれかに定める区域内で、新規出店、店舗改装等の業況の改善に資する事業を行う県内に本店を有する小売業者とする。
- (1) 大型店出店(出店予定)市町村又は隣接する市町村。ただし、市町村は平成16年10月1日現在の市町村の区域とする。
 - (2) 大型店出店(出店予定)地点から次に定める距離を半径とした円内に面積の50パーセント以上が含まれる市町村。ただし、市町村は平成16年10月1日現在の市町村の区域とする。
 - ア 10,000平方メートル以上15,000平方メートル未満の店舗面積を持つ大型店にあっては半径4キロメートル
 - イ 15,000平方メートル以上30,000平方メートル未満の店舗面積を持つ大型店にあっては半径5キロメートル
 - ウ 30,000平方メートル以上の店舗面積を持つ大型店にあっては半径10キロメートル
 - (3) 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成10年法律第92号)第6条第1項に規定する基本計画が作成された中心市街地
- 5 第1項第4号に規定する融資の対象となる中小企業者は、次の各号のすべてを満たすものとする。
- (1) 新製造技術分野、情報通信関連分野、環境関連分野、バイオテクノロジー関連分野及び医療・福祉関連分野に係る事業のいずれかを営み、本県の産業、技術の振興に寄与する事業計画を有する者
 - (2) 従業員が30人以上であること。
 - (3) 投資部門の生産量又は生産額を20パーセント以上増加させること。

第6条第1号中「協会の」の前に「前条第1項第1号から第3号までに掲げる資金の融資を受けようとする者は、」を加える。

第6条第4号中「協会に」の前に「前条第1項第1号から第3号までに掲げる資金の融資を受けようとする者は、」を加える。

第6条第6号中「前条」の次に「第2項」を加える。

第7条を次のとおり改める。

(融資条件)

第7条 取扱金融機関が行う融資の条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 第5条第1項第1号に掲げる資金枠の融資を受けようとする者
 - ア 融資限度額 1企業当たり 5,000万円以内
 運転資金にあっては、2,500万円以内
 1組合当たり 1億円以内
 運転資金にあっては、5,000万円以内
 - イ 資金使途 事業経営に必要な設備資金又は運転資金
 - ウ 融資利率 年2.00パーセント以内
 - エ 融資期間 7年以内(うち据置期間1年以内)
 - オ 返済方法 原則として均等分割返済

カ 担保・保証人 担保は必要に応じ徴求し、保証人は1人以上（法人の場合にあつては、代表者を含め2人以上）とする。

キ 信用保証 すべて協会の保証付きとする。

(2) 第5条第1項第2号に掲げる資金枠の融資を受けようとする者

ア 融資限度額 1企業当たり 5,000万円以内

運転資金にあつては2,000万円以内

イ 資金用途 事業経営に必要な設備資金又は運転資金

ウ 融資利率 年2.00パーセント以内

エ 融資期間 設備資金7年以内（うち据置期間1年以内）

運転資金5年以内（うち据置期間6月以内）

オ 返済方法 原則として均等分割返済

カ 担保・保証人 担保は必要に応じ徴求し、保証人は1人以上（法人の場合にあつては、代表者を含め2人以上）とする。

キ 信用保証 すべて協会の保証付きとする。

(3) 第5条第1項第3号に掲げる資金枠の融資を受けようとする者

ア 融資限度額 1企業当たり 3,000万円以内

運転資金にあつては1,500万円以内

1組合当たり 6,000万円以内

運転資金にあつては3,000万円以内

イ 資金用途 事業経営に必要な設備資金又は運転資金

ウ 融資利率 年2.00パーセント以内

エ 融資期間 10年以内（うち据置期間1年以内）

オ 返済方法 原則として均等分割返済

カ 担保・保証人 担保は必要に応じ徴求し、保証人は1人以上（法人の場合にあつては、代表者を含め2人以上）とする。

キ 信用保証 すべて協会の保証付きとする。

(4) 第5条第1項第4号に掲げる資金枠の融資を受けようとする者

ア 融資限度額 1企業当たり 3億円以内

イ 資金用途 生産量又は生産額の増加に寄与する設備投資

ウ 融資利率 年2.30パーセント以内（貸付日以降5か年を限度とし、以後は長期プライムレートとする。）

エ 融資期間 10年以内（償却年数以内とする。）うち据置期間2年以内

オ 返済方法 原則として均等分割返済

カ 担保・保証人 担保は必要に応じ徴求し、保証人は1人以上（法人の場合にあつては、代表者を含め2人以上）とする。

第8条中「実施のため」の次に「、第5条第1項第4号に規定する資金枠を除く融資については、」を加える。

第9条中「融資を受けようとする者は、」の前に「第5条第1項第1号に規定する資金枠により」を加え、「事業計画書を」を「新事業展開支援資金一般枠に係る事業計画書に、県税に係る納税証明書を添えて、」に、「提出する」を「申し込む」に改め、同条に次の3項を加える。

2 第5条第1項第2号に規定する資金枠により融資を受けようとする者は、別に定める新事業展開支援資金雇用促進対策枠に係る事業計画書（以下「雇用枠計画書」という。）を作成し、県税に係る納税証明書を添えて、金融機関所定の借入申込書により取扱金融機関に申し込むものとする。

3 第5条第1項第3号に規定する資金枠により融資を受けようとする者は、新事業展開支援資金大型店緊急対策枠事業計画書に、県税に係る納税証明書を添えて、事業所所在地の商工会議所等に申し込むものとする。

4 第5条第1項第4号に規定する資金枠により融資を受けようとする者は、別に定める新事業展開支援資金中核企業枠事業計画書（以下「中核企業計画書」という。）に、県税に係る納税証明書を添えて、金融機関所定の借入申込書により取扱金融機関に申し込むものとする。

第10条第1項中「前条」を「前条第1項又は第3項」に改め、同条第2項中「第9条」を「前条第1項又は第2項」に改め、「融資申込書」の次に「又は借入申込書」を加え、後段として次のように加える。

また、取扱金融機関は、第5条第1項第2号に規定する融資にあつては、事前に計画書の写しを知事あてに送付するものとする。

第10条第4項中「前項」を「第3項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第3項の次に次の2項を加える。

4 取扱金融機関は、第5条第1項第4号に規定する融資について、前条の中核企業計画書を受理したときは、別に定める新事業展開支援資金中核企業育成枠に係る意見書を添えて、知事と協議するものとし、知事は、協議を受けた場合において、その内容を審査し、別に定める新事業展開支援資金中核企業育成枠審査結果通知書（以下「通知書」という。）を取扱金融機関に通知するものとする。

5 取扱金融機関は、前項の規定による通知書の送付を受けたときは、速やかに融資の可否を決定し、可としたものについては、速やかに融資を行なうものとする。

第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。